

愛媛労発雇均 0701 第 1 号

令和 2 年 7 月 1 日

各団体の長 殿

愛媛労働局長



新型コロナウイルス感染症の影響に対応する各種助成金制度の周知について

日頃から、労働行政の推進について、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国において多くの事業主が多大な影響を受け、事業の縮小や休業等を余儀なくされるケースが増加しています。

企業の負担を軽減し、事業活動を支援することにより、労働者の雇用を維持し、働きやすい環境を整えていただくことが最重要であることから、先の国会において雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金はじめ、雇用関係各種給付金制度が拡充されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの導入を促進するための取組を行った場合や、妊娠中の女性労働者やご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した場合に事業主を支援する助成金制度もありますので、ぜひご活用いただきますようご案内申し上げます。

今般、これら各助成金制度の内容を簡単にまとめたリーフレットを作成し、当局のホームページに掲載しておりますので、これらの内容について御了知の上、傘下団体や傘下企業の皆様に対する周知にぜひご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、各種助成金の詳細についてのお問い合わせや資料配布や説明会等での周知に関するご相談は、リーフレットに記載しております、各担当部署に直接ご連絡くださいますよう併せてお願い申し上げます。

おって、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金につきましては、現在、厚生労働省で支給に向けた準備をしていますので、内容が分かり次第、別途、お知らせいたします。

雇用環境・均等室関係助成金一覧

～働き方改革・仕事と家庭の両立を支援します～

(令和2年6月30日現在)

愛媛労働局 雇用環境・均等室

【生産性向上等を通じた最低賃金の引き上げを支援するための助成金】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigy_onushi/shienjigyou/03.html	
業務改善助成金 事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業主に対して助成	(1)助成率 設備投資等に要した費用の3/4<4/5> なお、事業場内最低賃金850円未満の事業場の場合は、4/5<9/10> (2)上限額(引き上げ労働者数に応じて上限額あり) 【引上げ額25円以上(最低賃金850円未満の事業場のみ利用可能)】 1人の場合で25万円、2～3人で40万円、4～6人で60万円、7人以上で80万円 【引上げ額30円以上】 1人の場合で30万円、2～3人で50万円、4～6人で70万円、7人以上で100万円 【引上げ額60円以上】 1人の場合で60万円、2～3人で90万円、4～6人で150万円、7人以上で230万円 【引上げ額90円以上】 1人の場合で90万円、2～3人で150万円、4～6人で270万円、7人以上で450万円
※申請期限：令和3年1月29日まで	

【労働時間等の設定改善を支援するための助成金】

働き方改革推進支援助成金	
労働時間短縮・年休促進支援コース https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html	
労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	(1)助成率 3/4 (事業規模30名以下かつ設備・機器等経費が30万円を超える場合は4/5) (2)上限額 成果目標の達成状況に基づき、最大250万円 (一定要件の場合、最大490万円) 交付申請期限：令和2年11月30日まで
勤務間インターバル導入コース https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html	
勤務間インターバル制度を導入することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	(1)助成率 3/4 (事業規模30名以下かつ設備・機器等経費が30万円を超える場合は4/5) (2)上限額 インターバル時間数等に応じて、 ①9時間以上11時間未満 80万円(一定要件の場合、最大320万円) ②11時間以上 100万円(一定要件の場合、最大340万円) など 交付申請期限：令和2年11月30日まで
団体推進コース https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html	
中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成	(1)助成率 改善事業の実施に要した費用 (2)上限額 500万円 県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体 上限額1,000万円 (傘下企業数が10社以上) 交付申請期限：令和2年11月30日まで
テレワークコース https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework10026.html	
在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対してその経費の一部を助成 【テレワーク相談センター】 0120-91-6479	(1)助成率 成果目標をすべて達成した場合 3/4 成果目標を達成しなかった場合 1/2 (2)上限額 ①事業の対象労働者1人あたりの上限額 成果目標をすべて達成した場合 40万円 成果目標を達成しなかった場合 20万円 ②1企業あたりの上限額 成果目標をすべて達成した場合 300万円 成果目標を達成しなかった場合 200万円 交付申請期限：令和2年12月1日まで
職場意識改善特例コース https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html	
新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、子供の休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組み中小企業事業主に対してその経費の一部を助成	(1)助成率 3/4 (2)上限額 50万円 交付申請期限：令和2年7月29日まで

【仕事と家庭の両立支援関係等の助成金】

両立支援等助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html	
出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)	
男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者の利用者が生じた事業主に対して助成 ※大企業利用可：助成額は異なります	①育児休業 【1人目の育休取得】 57万円<72万円> 【2人目以降の育休取得】 a 5日以上14日未満 14.25万円<18万円> b 14日以上1か月未満 23.75万円<30万円> c 1か月以上 33.25万円<42万円> ※取組により個別加算あり。 ※1企業あたり1年度10人まで支給 ②育児目的休暇 28.5万円<36万円> ※1企業1回まで支給

介護離職防止支援コース	
介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主、又は仕事と介護との両立に資する制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成	①介護休業 【休業取得時】 28.5万円<36万円> 【職場復帰時】 28.5万円<36万円> ②介護両立支援制度 28.5万円<36万円> ※それぞれ、1企業あたり1年度5人まで支給
育児休業等支援コース	
育児復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成	①育休取得時 28.5万円<36万円> ②職場復帰時 28.5万円<36万円> ※業務代替労働者への職場支援等の取組をした場合加算あり。 ③代替要員確保時 47.5万円<60万円> ※育児休業取得者が有期雇用の場合、9.5万円<12万円>加算 ④職場復帰後支援 【子の看護休暇制度】 ・制度導入時 28.5万円<36万円> ・制度利用時 取得した休暇時間に1,000円<1,200円>を乗じた額 【保育サービス費用補助制度】 ・制度導入時 28.5万円<36万円> ・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額 ※制度導入時、利用時の上限額については、HP参照。
再雇用者評価処遇コース(カムバック支援助成金)	
妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤又は転居を伴う転職を理由とした退職者について、退職前の勤務を評価する再雇用制度を周知し、再雇用した事業主に対して助成 ※大企業利用可:助成額は異なります	【再雇用者1人目】 継続雇用6か月後 19万円<24万円>継続雇用1年後 19万円<24万円> 【再雇用者2~5人目】 継続雇用6か月後 14.25万円<18万円>継続雇用1年後 14.25万円<18万円> ※1事業主あたり5人まで支給
女性活躍加速化コース	
常時雇用する労働者が300人以下の中小企業事業主が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した場合に助成	1企業1回限り 数値目標達成時 47.5万円<60万円>
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	
令和2年2月27日から9月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により小学校が臨時休校した場合に、対象となる子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対して助成 【コールセンター】0120-60-3999	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(上限日額15,000円を限度) ※申請期限 令和2年12月28日まで
新型コロナウイルス感染症に関する母性管理措置による休暇取得支援助成金	
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、有給休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対して助成	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html 対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満: 25万円 *1事業所当たり20人まで 以降20日ごとに 15万円加算(上限額100万円) ※申請期間: 令和2年6月15日から令和3年2月28日まで
介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」	
新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(法定の年次有給休暇・介護休業・休暇制度とは別)を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業に対して助成	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 休暇の取得日数 合計5日以上19日未満: 20万円 合計10日以上: 35万円 ※申請期限: 支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内(6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は令和2年8月15日まで) ※対象となる休暇の取得は、令和2年4月1日~令和3年3月31日

※詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

<>は生産性要件を満たす場合の助成です。

【お問い合わせ先】

愛媛労働局 雇用環境・均等室

〒790-0808 松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎6F

TEL 089-935-5222

雇用調整助成金の特例拡充のお知らせ

令和2年6月12日発表分

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度です。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【上限額の引き上げ措置の内容】

- 1 受給額の上限を引き上げます。
(1人あたり日額8,330円⇒15,000円)
- 2 解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を10/10(100%)に拡充します。
 - 令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(算定基礎期間)が対象です。
 - すでに受給した方・申請済みの方へも適用されます。
 - これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください。
 - 雇用調整助成金だけでなく、緊急雇用安定助成金も対象です。

企業規模にかかわらず、すべての事業主に適用

【追加支給について】

- 1 支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方
 - 追加支給の手続きは「不要」です。
 - 差額(追加支給分)も含めて支給します。
- 2 すでに支給決定された事業主の方
 - 追加支給の手続きは「不要」です。
 - すでに支給した額との差額(追加支給分)は後日支給します。
差額(追加支給分)は令和2年7月以降順次お支払いしますので、今しばらくお待ちください。
- 3 支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し(増額し)従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方
 - 追加支給の手続きが「必要」です。
 - 令和2年9月30日までに次の書類をご提出ください。(厚労省HPに掲載)
「再申請書(様式)」、「支給要件確認申立書(様式)」、「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」、「休業させた日や時間がわかる書類(対象労働者を増やした場合)」

詳細については、愛媛労働局職業安定部職業対策課(助成金センター)及び最寄りのハローワークにお尋ねください。また、お手数ですが、追加支給を希望しない場合はご連絡ください。

※詳しくは、ガイドブック(簡易版)をご覧ください。
申請様式やマニュアルもダウンロードできます。

厚生労働省 雇用調整助成金

検索

 厚生労働省・愛媛労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



(R2.6.16愛媛)